

平成22年度 第2回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成22年11月26日(水) 午後2時00分～ 第2委員会室
出席委員の 氏名及び職業	山下 勇一氏 埼玉大学 経済学部教授 尾崎 晴男氏 東洋大学 総合情報学部教授 平岡 直也氏 あおい総合法律事務所 弁護士
会議次第	1 開会 (柴崎管財課長) 2 委員長あいさつ (山下委員長) 3 出席者紹介 4 議事 (進行=山下委員長) (1) 報告事項 ① 建設工事等に関する入札及び契約状況について ② 指名停止情報について (2) 審議案件 ① 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) 5件 ② 建設工事案件に係る審議(指名競争入札) 1件 ③ 建設工事案件に係る審議(随意契約) 1件 ④ 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札) 5件 ⑤ 建設関連業務案件に係る審議(随意契約) 1件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 5 閉会 (柴崎管財課長)

議事の経過

主な意見・質問等	決定事項・回答等
(1) 報告事項 (管財課事務局から説明) ① 建設工事等に関する入札及び契約状況について [委員各位]: 異議・質問なし ② 指名停止情報について [委員各位]: 異議・質問なし	→ [事務局]: 資料1～7のとおり。 ※訂正事項=資料1「指名競争入札」の「備考欄」 …誤「管工事」→正「機械器具設置工事」 → [事務局]: 資料8のとおり。
(2) 審議案件 (各担当課・管財課から説明)	→ [案件抽出委員]: 3年間の動きを見るため追加資料提出を要求した。この資料については、全体予算額から見て重視されている工事は何か、予算額を減らさ

<p>①-1 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) <<総合配水管理センター監視システム更新工事(2期)>></p> <p>委員：何をやっているか？井戸の水質を監視する？</p> <p>委員：設計金額と予定価格はどのように作成する？</p> <p>委員：予定価格は契約するまでわからない？役所でわかる人は？</p> <p>委員：第2期も行える業者は実質限られているのに、第1期と第2期の対設計額の落札率変動している(追加資料No.2参照)。理由はあるのか？</p> <p>①-2 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) <<市立鶴瀬小学校屋内運動場耐震補強工事>></p> <p>委員：入札に参加できたのは3社だけか？その3社は市内業者か？意見として、予定価格を下回るのは1社しかないのはいかがなものか？</p> <p>委員：同じ学校なのに、なぜ耐震補強工事は管財課で、放送設備修繕は教育総務課で行っているのか？</p> <p>委員：工期はあるのか？</p> <p>委員：設計は誰が担当しているか？</p>	<p>れている工事は何か、落札率に変動はあるか等、事業内容の比較のために参考にした。設計業務については、設計をしっかりと見ておけば予算を抑制できるのではないかという考えで重点的に抽出した。</p> <p>→事務局・担当課：資料「様式第6号その1」のとおり。担当=水道課。</p> <p>→担当課：井戸7本、路上局6局、浄水場4ヶ所の遠隔監視装置(運転・停止管理センター)。18年前に設置したものが、劣化したために更新するもの。1期(21年度)・2期(22年度)で終了。</p> <p>→担当課：設計価格は平成20年度に東京上下水道設計管理株式会社に設計委託をし、1・2期分ともに工事設計額を作成してもらった。</p> <p>→事務局：予定価格は、過去に同じような例があればそれをもとに作成している。住宅地に近い・狭いなど現場の困難さ等を基に市長が設定している。</p> <p>→事務局：はい。市長のみ。</p> <p>→事務局：設計図も1期分、2期分に分かれている。応札額は会社の考え方で変わってくる。</p> <p>→事務局・担当課：資料「様式第6号その1」のとおり。担当=管財課。</p> <p>→担当課：16社参加できた。しかし、夏休みという限られた期間の工事で、他市町村においても耐震工事も多く、業者も所在を置く自治体を優先する。</p> <p>→担当課：学校は基本的に教育総務課で管理しているが、大きな工事は執行委任を受け管財課が工事の執行を行っている。放送設備は金額の大小、職員の数やスケジュール的な面を鑑みて協議して分担している。</p> <p>→担当課：6月10日が契約日で、準備期間を取り、工事・検査を含め8月31日が工期。</p> <p>→担当課：耐震補強の設計については、昨年度建築設計事務所に業務委託して、専門の先生がいる第3者</p>
--	--

委員：設計については一覧表には出ていないが？

①-3 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)
《市立勝瀬中学校屋内運動場耐震補強工事》

委員：同一業者が同じような耐震補強工事を行っていたので、落札率に違いがあるのかみたかった。

委員各位：異議・質問なし

①-4 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)
《旧上沢小学校解体工事》

委員：設計はどうした？

委員：そのような場合、設計のやりなおしは行わないのか？

委員：どの部分の単価が変わったのか？

委員：補償業務との関係はなかったか？

委員：他の業者の方が安いのに入札参加業者のうち、なぜこの業者が落札したか？

委員：最低制限価格は公表していない？

委員：最低制限価格は誰が決める？

①-5 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)
《市立関沢小学校放送設備修繕》

委員：設計は行なわないのか？

委員会の判定会にかけて決定した。

→担当課：小さい工事は設計と施行を同年度に行うが、ある程度の規模になると第3者委員会にかける必要がある。夏休みに行わないといけない等時間的な制限もある場合、設計の翌年度に工事を行う。

→事務局・担当課：資料「様式第6号その1」のとおり。担当＝管財課。

→事務局・担当課：資料「様式第6号その1」のとおり。担当＝管財課。

→担当課：平成20年度に設計業務委託を発注した。平成21年度工事予定だったが、地元住民の新設校のグラウンドが使えるまではグラウンドを使わせてほしいという要望により、平成22年度に工事を発注した。

→担当課：状況は変わらないので内容はそのままだが、見積を取り直して単価の入れ替えを行った。

→担当課：埼玉県単価表平成20年度と平成22年度で入れ替えた。処分費等、県の単価表、施工単価表物価資料、積算資料にないものについては見積を徴収した。

→担当課：別に抽出している事前家屋調査と関係がある。

→担当課：最低制限価格を設定していて、それを下回った業者は失格という扱いになる。

→担当課：予定価格と同じく事後公表している。

→担当課：市長が決めている。

→事務局・担当課：資料「様式第6号その1」のとおり。担当＝教育総務課。関沢小学校、針ヶ谷小学校、富士見台中学校、本郷中学校、勝瀬中学校、水谷中学校、特別支援学校の計7校について実施。

→担当課：設計は行わない。物の交換であり、以前同

委員：同様なことを行ったのは最近か？

委員：耐震補強工事で参考にした設計図は、管財課で放送設備を含めて一括でやっていたのか？

委員：見積はどこからとったか？

委員：予定価格を下回ったのは1社だけ。予定価格の設定を行政の裁量で行って大丈夫か心配。

以上、審議案件①の5件について

委員各位：異議なし ⇒ 承認

②建設工事案件に係る審議(指名競争入札)

《鶴馬3丁目排水ポンプ交換工事》

委員：市内ポンプ場に設置実績のある業者？設置実績についてはどんなポンプでもいいのか？

委員：実績がない業者が参加する過程は？業者が増える可能性はないのか？

委員：特殊なものなのか？

以上、審議案件②の1件について

委員各位：異議なし ⇒ 承認

③建設工事案件に係る審議(随意契約)

《市立関沢小学校北側校舎外壁修繕》

委員：入札参加条件を満たすのは何社か？

委員：見積聴取業の3社はどうやって選んだ？

委員：役割分担として、学校関係は全て教育総務課か？

様なことをやったので、その資料を参考にした。参考見積は前年度にとっていた。

→事務局・担当課：耐震補強工事の一環で一式工事として行なったので、その資料から拾った。

→担当課：校舎に関しては耐震補強に影響する部分や、経年劣化している部分を改修していたので、その図面は管財課と教育総務課で共有していた。積算については参考見積もりを使った。

→担当課：市内業者からとった。

→事務局・担当課：資料「様式第6号その2」のとおり。担当＝道路交通課。

→担当課：大きなものに限る。注文してから工場で作る。普通の会社ではできない。

→担当課：大きいポンプを作っている業者自体が多くない。必然的に大手になってしまう。

→担当課：通常よりも大きいということで特殊である。

→事務局・担当課：資料「様式第6号その3」のとおり。担当＝教育総務課。

→担当課：9社。

→担当課：建築業を主にやっている業者を選定。

→担当課：工事について、大規模・中規模工事は管財課で執行委任を受け、小規模工事については教育総務課で執行する。管財課は学校だけでなくすべての施設を行っているので、年度によって執行委任を受ける額等が異なっている。

委員：8月9日開札予定の1回目の入札は、指名競争入札の予定だったのか？

→担当課：一般競争入札。

委員：税込み設計価格130万円以上は原則一般競争入札？

→担当課：そのとおり。

以上、審議案件③の1件について

委員各位：異議なし ⇒ 承認

④-1 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)
《水子貝塚公園樹木維持管理業務委託(その1-B)》

→事務局・担当課：資料「様式第6号その2」のとおり。担当=水子貝塚公園。

委員：「その1」や「B」は何故出てくる？

→担当課：年度の最初の2か月と残りの10か月とに期間で分けている。

委員：それは変えられないことか？

→担当課：見学者(特に学校)が多い時期(4・5月)と少ない時期とに別れている。見学者の多い時期を外して草刈・除草を行っているため、変えられない。

委員：その1-Aは、随意契約？

→担当課：そのとおり。

委員：難波田城公園は年間契約か？

→担当課：そのとおり。難波田城公園に関しては芝が少ないので工期を分ける必要がない。

委員：予算の制約が出てくると、工事を縮小する？常に同のように手入れをしている？

→担当課：常にいい状態で公園を管理するために回数は変えないようにしている。

④-2 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)
《旧上沢小学校解体工事に伴う
周辺家屋環境事前調査業務委託》

→事務局・担当課：資料「様式第6号その2」のとおり。担当=管財課。家屋のほか、付帯工作物として、小屋、駐車場ブロックが対象となる。

委員：業務内容を簡単に教えて？

→担当課：解体工事をする敷地周辺家屋の現状を調査する。

委員：何故周辺なのか？

→担当課：振動が発生するため、「家にひびが入った」、「ブロックが傾いた」などという苦情がくる。あらかじめひびや傾きを調査しておき、工事後にまた同じ場所について調査して、責任区分を明確にする。

委員：建設業者が行なうものではないのか？

→担当課：民間の工事では工事に含んで建設業者が行う場合があるが、役所の場合は事前に、工事とはわけてやるのが一般的。

委員：同じ業者に頼めば、安くなるのではないのか？

→担当課：随意契約になる。設計を組んで予定価格を作成しその範囲内ということになる。

④-3 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)

《事業変更許可設計業務委託》

委員：外部環境の変化に基づいて変更しなければならないとのことだが、設計業務を変更するのは、どういうとき？国や県から依頼があるのか？

委員：設計を変更する業者は、最初に設計をした業者と同じ業者か？

委員：事業を知っているからか？

→事務局・担当課：資料「様式第6号その2」のとおり。担当＝下水道課。

→担当課：事業認可区域について県の認可を受けている。市街化区域に編入された部分を公共下水道整備すると、流量が変わってくるため認可拡大をしなければならない。

→担当課：そのとおり。

→担当課：指名選定委員会で6社を選定された。担当課で決めているわけではない。

→事務局：計画の見直しは外の業者でもできる、という判断で指名競争入札にしている。

④-4 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)

《市立関沢第2放課後児童クラブ

新築工事設計業務委託》

委員：設計関係のときは最低制限価格を設ける事例はないのか？

委員：材料の細かい指定はしていないのか？

委員：材料によって耐用年数が異なるのでは？

委員：子供の遊び場という観点からして、金額だけで判断して問題はないのか？

委員：設計図ができた後に変更をしていく場合は？

委員：そこで設計をした内容に基づいて、建設業者がいくらかかるかを入札してくるのか？

→事務局・担当課：資料「様式第6号その2」のとおり。担当＝管財課。発注の段階で特記仕様書がある。子育て支援課から管財課に執行委任がきている。

→担当課：富士見市では設けてない。材料費や直接経費が工事とは異なるため、それほど安くは入れてこない。

→担当課：市は公共の立場から、特別な事情がない限り汎用品でないといけないことになっている。メーカーや商品は指定できない。

→担当課：大きな建物(小学校、体育館、文化会館など)は設計を行なうが、木造建物等は経験をもとに設計や交渉しカタログ等で想定する。

→担当課：市内他の放課後児童クラブの実績や職員のノウハウを参考にしている。

→担当課：設計発注の条件として、仕様書及び設計要求書で希望を伝える。設計段階で担当職員と協議を重ねまとめていく。

→担当課：設計図と設計価格まで市で定め、告示と一緒に仕様書を見られるようにし、それに基づき応札できるようにしている。

④-5 建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)

《変更計画書作成業務委託》

委員：変更計画書は、土地の区画をやりなおすこと？

→事務局・担当課：資料「様式第6号その2」のとおり。担当＝鶴瀬駅西口整備事務所。

→担当課：事業を行うにあたって県の認可を受ける必

<p>委員：請け負った業者はどういった仕事をする？</p> <p>委員：変更の頻度はどれくらい起きている？</p> <p>委員：業者は事業の変更を設計する？</p> <p>委員：500万というのは多額だが、金額に見合うだけの内容なのか？</p> <p>以上、審議案件④の5件について</p> <p>委員各位：異議なし ⇒ 承認</p> <p>⑤建設関連業務案件に係る審議(随意契約) ≪自家用電気工作物 定期保守点検委託（東大久保浄水場）≫</p> <p>委員：定期保守点検はどの頻度？</p> <p>委員：毎年同様の金額か？</p> <p>委員：今後も毎年かかる？</p> <p>委員：保守点検業務の3年間の実績を見ると、本件落札業者の名前は今年度しかないが、他の業者が行っていたのか？</p> <p>委員：1・2回目の開札で予定価格は変わらない？</p>	<p>要がある。23年度の事業期間の予定で行っているが、23年度内には終わらない進捗状況である。事業計画の変更を受けるために、改めて変更計画書の図書の作成をして国・県の認可を得る。</p> <p>→担当課：事業計画書と実施計画では、どのような事項を定めなければならないか法律で決まっている。計画書を作るに当たって、区画整理の事業の積み上げを精査し、残りの期間どれくらいの資金がかかるかを新たに積算させて計画書に反映させる。</p> <p>→担当課：今まで事業計画について3回。事業期間に定める期間間に、終わらないとわかったら事業を見直す。</p> <p>→担当課：区画整理の事業計画書には、工事ではなく資金計画や事業期間に関する事が書かれている。図書をもって、国・県から期間延長の認可を受けるため、図書を作成する。</p> <p>→担当課：図面等を含めると図書としては分厚い物になる。また、図書だけではなく、業者は国や県との打ち合わせにも立ち合い、意見調整を行う。</p> <p>→事務局・担当課：資料「様式第6号その3」のとおり。担当=水道課。</p> <p>→担当課：年1回水の使用量の少ない9月に同じ内容で行なう。</p> <p>→担当課：県の労務単価に変動があり、労務単価の入れ替えは行っている。</p> <p>→担当課：そのとおり。ほかに2か所あり、外の業者と契約している。</p> <p>→担当課：本件落札業者が行っているが、随意契約のため、資料には掲載されていない。当初から随意契約のものは担当課しか把握できていないが、今後は把握して掲載できるようにしたい。</p> <p>→担当課：変わらない。</p>
---	---

委員：随意契約を結べなかった場合は？

委員：随意契約でも予定価格以下で行わなければならない？

以上、審議案件⑤の1件について

委員各位：異議なし ⇒ 承認

(3) 委員による協議

(4) 審議結果講評

(5) その他（管財課事務局から説明）

■ 次回の会議日程について

事務局：6月下旬を考えている。任期が平成22年度末に切れるので、後日改めて調整させていただく。

→ 担当課：設計を変えるしかない。

→ 担当課：設計価格がそのままなので予定価格もそのまま。

→ 委員のみ会談 職員は一時退席

委員長：

- ◆市の財政状況など広報に掲載されているような一般的・基本的な情報でもいいので、背景となる情報や資料を事前に委員会に出してほしい。そうすれば短時間に有効な話し合いをし、的確なアドバイスができるようになる。
- ◆設計→施工→管理→検査といった一連の流れがわかれば、よりアドバイスしやすくなる。説明の機会を設けて欲しい。
- ◆単年度の落札率データ等では一連の流れがわからない。過去のデータを提示してほしい。どのような影響をおよぼしているか知るためにも経年の移り変わりがわかるデータがほしい。
- ◆業者別データはあるが、施設別データがない。現在とは違う見方ができるので、過去のデータも連続して施設別にも出してほしい。
- ◆落札しなかった業者のデータもあると役立つかもしれない。
- ◆品質を確保しつつ、適正な価格で落札できるように、最低制限価格を見直し、予定価格の決定プロセスを明確化することが課題である。

→ 委員各位：承認

委員会意見	
-------	--